

## 大阪大学多様な人材活用推進本部要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学多様な人材活用推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本部は、本学における多様な人材の積極的活用に関し、企画及び立案を行うとともに推進し、あわせて教職員・学生の意識向上を図ることを目的とする。

### (業務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる事項について審議し、推進する。

- (1) 多様な人材活用推進方策の企画、立案及び提言に関すること。
- (2) 多様な人材活用推進のための啓発に関すること。
- (3) 多様な人材活用のための環境整備に関すること。
- (4) その他多様な人材活用に関すること。

### (組織)

第4条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 人事労務室長
  - (2) 総合計画室から選ばれた室員1名
  - (3) 教育・情報室から選ばれた室員1名
  - (4) 研究・産学連携室から選ばれた室員1名
  - (5) 人事労務室から選ばれた室員1名
  - (6) 広報・社会学連携室から選ばれた室員1名
  - (7) 国際交流室から選ばれた室員1名
  - (8) その他人事労務室長が必要と認めた者
- 2 前項第8号の委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (本部長)

第5条 本部に本部長を置き、人事労務室長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を総括する。

### (副本部長)

第6条 本部に副本部長を置き、本部の構成員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。

### (連携)

第7条 本部は、その業務の遂行に当たっては、人事労務室との密接な連携を図るものとする。

### (部会)

第8条 本部に、専門的な調査及び審議をするため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(オフィス)

第9条 本部に、多様な人材活用を実施・推進するため、必要に応じてオフィスを置くことができる。

2 オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

(若手研究者育成ステーション)

第10条 本部に、テニュアトラック制(有望な若手教育研究者の確保及び育成を図るため、若手教育研究者に対して、任期を付して一定期間教育研究者としての経験を積んだ後、審査等によりその業績、資質及び能力等が認められる場合に、雇用継続可能地位を与える制度をいう。)を全学的に推進するため、若手研究者育成ステーション(以下「ステーション」という。)を置く。

2 ステーションに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 本部に関する事務は、総務企画部多様な人材活用推進支援室で行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。